

平成 2 9 年度

第 3 回東大和市地域福祉審議会会議録

東 大 和 市 福 祉 部

○事務局（嶋田福祉推進課長） 皆様、こんばんは。

定刻になりましたので、地域福祉審議会を始めさせていただきたいと思いますが、議題のほうに入ります前に、いろいろ確認をさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、また悪天候の中、地域福祉審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

福祉推進課長の嶋田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次第に入ります前に、本日の出欠状況につきましてご報告申し上げます。

学識経験者からご選出いただいております委員A、それから保健医療関係者から選出いただいております委員B、福祉等関係者から選出いただいております委員C、それから委員D、この4名の方から本日欠席とのご連絡をいただいているところであります。そのほか、委員Eにつきましては、お仕事の関係で若干おくれてご参加になるという報告をいただいているところでございます。

それでは、これから会議を始めさせていただきますが、お手元の会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、議事に入ります前に事務局からお願いがございます。

毎度のことではありますが、議事録作成のために会議を録音させていただきますので、ご了承いただきますとともに、委員の皆様、質疑等でご発言される場合には、ご自身の名前をおっしゃってからご発言くださいますようお願いをいたします。

次に、事前に配付させていただいております資料等の確認をさせていただきます。

本日は資料といたしまして、資料1、第五次東大和市地域福祉計画中間見直し報告書（最終案）、それから資料2といたしまして、東大和市障害者総合プラン（案）、こちらの2点を委員の皆様には事前資料として送付させていただいております。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お知らせをいただきたいと思います。また、各計画、地域福祉計画、それから障害者計画、障害福祉計画、健康増進計画、こちらの冊子につきましても、本日お持ちくださいというご案内をさせていただいておりますが、こちらにつきましても、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手をしていただければ、事務局のほうでお持ちしますが、いかがでしょうか。

ただいま事務局のほうで参りますので、少々お待ちください。

では、以上で資料のほうが整ったようですので、それでは、ここからは進行を会長のほうにお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

○会長 皆さん、こんばんは。

雨がしとしと降って、私が大学を出るときはどしゃ降りでございまして、多摩センターのモノレールで上北台まで、始発から終点まで来るんですけども、雨の影響でおくれてしまってぎりぎり飛び込みまして、足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

います。

では、私がこれから会を進めさせていただきたいと思います。

まず、議事に入ります前に、会議の公開及び傍聴についてお伝えいたします。本審議会は原則公開となっております。また、傍聴の定員は会長が決定し、会長が指定する場所で傍聴することになっております。本日は1名の傍聴者がおります。許可しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは早速ですが、次第1、議事に移らせていただきます。

議事（1）第五次東大和市地域福祉計画の中間見直しについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） それでは、私、福祉推進課長の嶋田のほうから説明をさせていただきます。

お手元にあると思いますが、資料1、第五次東大和市地域福祉計画中間見直し報告書（最終案）をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、昨年11月1日に開催されました第2回目の本地域福祉審議会の全体会で、私ども福祉推進課からご報告をさせていただきました中間案につきまして、全体会の場で委員の皆様からいただいたご意見等に基づきまして、一部変更等を行い作成した最終案でございます。

中間案に対しまして変更・訂正をした点が3点ほどございますので、順を追ってご説明申し上げます。

まず1点目といたしまして、資料1、報告書最終案の18ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのページの上段の表、右上のほうに表⑤というふうな記載になっておりますが、こちらの表の表題に「1世帯当たり人員の推移」という形で記載がありますけれども、「1世帯」の「1」、ここが中間報告書では「一」という形の表記でしたが、委員からのご指摘をいただきまして、ほかの記載と同じような表記、算用数字というんですか、「1」という形で統一感を持たせるということで、数字の1に変更しているのがまず1点目でございます。

次に、2点目といたしまして、同じく18ページの下段の表、右上に表⑥という表記となっておりますが、こちらの表題、中間案におきましては「年度別生活保護の状況」というふうになっていたものを、こちら委員の方からのご指摘によりまして、最終案に記載のとおり「生活保護費の支出状況」という形に訂正をさせていただきます。

最後に3点目といたしまして、次のページ、19ページをお開きいただきたいと思えます。こちらと同じく上段に記載の表⑦でございますけれども、こちらの表題が、中間案では「労働力類型別被保護世帯」という記載となっておりますが、こちら委員の方からのご指摘によりまして、「被保護者数、被保護世帯数、保護率」という形で表の表題を訂

正しております。

以上3点が訂正した箇所でございますけれども、もう1点、1ページお戻りいただきまして17ページをお開きいただきたいんですが、こちらの上段の表、表③という表記になっておりますが、こちらの「町目別老年人口・老年人口割合」につきまして、委員の方から、老年人口をあらわす丸の印、こちらが1種類しかなくて老年人口がつかみにくいというご意見を以前の審議会でもいただいたところでございますが、こちらの表につきましては、総務管財課のほうで作成をしております「統計東やまと」の表をそのまま使用しております。

平成25年度までの「統計東やまと」は、100人、200人、300人単位の3段階の丸の大きさを使用しまして表を作成していたところですが、当初の計画の冊子の表でも同じ3種類の丸を使用していたところですが、今回の中間報告書の表からは300人単位の丸のみの表を作成しております。これは総務管財課のほうに確認しましたところ、平成26年度版の「統計東やまと」から、このとおりの1種類の印のみで表を作成しているとのことございまして、基本的に1つの丸は人口300人以上をあらわしているとのことございました。理由は、老年人口がふえておりますことから、300人以下の単位を表示する必要がなくなったというようなことございました。

このため、平成26年度以降は現在の基準で「統計東やまと」は表を作成しており、記載をしているとのことで、福祉推進課で作成した表でも、その基準に合わせた形式で、表を中間見直し報告書の最終案で掲載しているところでございます。

以上です。こちらの最終案をこの第3回目の全体会の場で委員の皆様からご承諾をいただき、中間見直し報告書として市長に答申し、公表を行いたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

事務局から第五次東大和市地域福祉計画の中間見直しについての説明が終わりました。

ご質問がございましたら挙手の上、議事録作成の都合上、お名前をおっしゃってからご発言をお願いします。

委員F、お願いします。

○委員F Fと申します。

17ページの表③は、老年人口、老年という言葉を使っているんですけども、今は高齢者ですよ。それで、平成29年1月1日現在ということは、去年のこの表なので、昔は痴呆、今は認知症というふうに言葉が変わるわけで、最初はもうろくと言っていたんですよ。痴呆になって、それから認知症と、言葉が変わるんですよ。それと同じように、老年というのは、昔は使っていたかもしれないですけども、今は高齢者というのが一般的ですよ。しかも、平成29年という去年の話に、老年というのは余りふさわしくないんじゃないかというのが1点。

それから、18ページの2番目の(1)、年度別生活保護費の「費」が抜けていませんか。そう思いますけれども。

それから19ページ、ここでご質問したいんですけども、この表の中で保護率というのがありますけれども、保護率というのはどういうふうに出されるのか、ご説明していただけますか、生活福祉課の方。

私にご質問したかったのは、これ、桁数が違うんですよ。

○委員 F そうですよ。私も生活保護の仕事を6年やっていたから、これは明らかにおかしいですよ。

それから、最終案だから細かく言いますけれども、(2)「被保護者数、被保健世帯」になっちゃっているんですよ。被保護世帯。これ、間違いですよ。

それから、私もちょっと疑っちゃって申しわけないですけども、20ページに名簿がありますよね。これは非常に非常識な話で、名前が後に来ちゃっているんですよ。これはどう見ても、東大和市障害者総合プランの最後をごらんになって、比較すれば一目瞭然にわかりますよ。ありますよね、117ページ。これと比較して、名前が先に来なくちゃおかしいですよ。細かいことで恐縮ですけども、選出区分、氏名があって所属があるんじゃないですか。何か、委員の方、軽視されているような気がしますけれども。

それと、もう少し真剣にやってほしいなと思うのは、一番下見てください、「公募市民」とあって、また「公募市民」と3個。これは要らないですよ。そういませんか。公募市民というのは所属じゃないですよ、選出区分なんですよ。それと備考の欄に皆さん、いろんな分担の委員をやっていらっしゃるわけだから、障害者総合プランの117ページと同じように、何とか委員ときちっと書いたほうがいいと思うんですよ。障害者のほうが正しいと思うんですよ。

どうですか。余り言いたくないですけども、名前が後から来るというのはおかしいですよ。最終案だから、やっぱりきちっとしてほしいですよ。先ほども何回も最終案って強調されているんですから、そういうところをきちんとやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局(嶋田福祉推進課長) 何点かご指摘いただきましたので、私のほうから順次回答させていただきます。

まず、お手元の資料、17ページの老年人口という、「老年」という言葉が今は使わない、適切ではないのではないかとのご指摘でございますが、先ほど私の冒頭の説明の中で申し上げましたとおり、これは総務管財課のほうで作成している資料をそのまま引用している内容でございます。確かに人口の割合等につきましては、昨年1月1日現在という形の数字で、そこは数字のほうは変更というか、今現在の直近の数字ということでやっておりますが、その表自体が総務管財課のほうで作成しております文言をそのまま引用し

ているということで、その辺の今のご意見につきましては、言葉の使い方と申しますか、老年という言い方がどうなのかというようなご指摘だと思いますが、そのあたりは総務管財課のほうにも確認をしながら、今後対応したいと思っております。そういう形でご了承いただければというふうに思います。

それから、2点目が18ページの下段のほうだと思いますが、2番、生活保護をめぐる状況の(1)、そこの後の文言の部分だと思いますが、「年度別生活保護の状況」というところで、保護の後に「費」ということで、保護費ということだと思いますが、そうですね、この辺のところも、確かに下のほうは「生活保護費」という形でやっておりますので、「費」という字を入れたほうが適切なのかなというふうにも思いますので、生活保護を主管しております生活福祉課のほうとも、このあたりのところを確認しながら、もし必要であれば、入れたほうがよろしいという結論になりましたら、そのほうは対応してみたいというふうに思っております。

それから、3点目が19ページの(2)、これは文言の訂正ということだと思います。大変失礼いたしました。(2)の被保護者数の後、「保護世帯」とあるべきところ、「健」という字が入ってしまっております。ご指摘のとおり、これは完全な誤植でございます。大変申しわけございませんでした。という形でここは訂正をさせていただきたいと思っております。

それから、単位のところ、大変失礼いたしました。これはパーセントではなくて、パーミリのうんでしょうか、「‰」ということで、うちのほうの完全な誤植ということで、もう一度ここは確認しまして、適切な単位に直したいというふうに思っております。

最後に、資料20ページの名簿の欄のご指摘を幾つかいただいたと思っております。こちらにつきましても、確かに本計画のほうの表記ですと、お名前が先に来て、その後にそれぞれの所属というような表記というふうになっております。決して、委員ご指摘のように、お名前を後ろにして軽視をしたということでは全くございませんので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。ただいまいただいたご指摘、確かにそのとおりかなと思う部分もございますので、それから公募市民のところ、ここはダブって書く必要があるのかというようなご指摘もございましたので、このあたりは、今のご意見を踏まえた修正をさせていただければなというふうに感じております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

委員G。

○委員G Gです。

ちょっとお聞きしたいんですけども、18ページの生活保護費の支出状況というところのグラフの左側の単位は、グラフは単位をつけないと、320万円ということはないで

すよね、絶対に。なので、単位をつけないと幾らなのかわからないと思うんですけども。円じゃないですよ。千円ですよ、これ。

○事務局（嶋田福祉推進課長） すみません、ご指摘いただきましてありがとうございます。

単位の漏れですね。ここは単位としては千円単位というふうな認識でおりますが、表記がありませんので、もう一度調べまして、入れさせていただきます。どうもご指摘ありがとうございました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。細かいところを見るといろいろありそうですね。お願いします。

○委員H 福祉ネットワーク、Hです。

すみません、前回休んで聞いていないのかもしれないですけども、14ページで、地域福祉計画が上位に来ますよという説明になっていますけれども、今現在、地域福祉審議会は、地域福祉部会、障害者部会、健康増進部会の3つの部会があると思うんですけども、こういう体系になったとき、今後の地域福祉審議会のあり方について、何らか変わるとか、あるいはどういうふうにしていくかという方針があればお聞かせください。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ありがとうございます。

ただいま、資料の14ページの、これは計画の位置づけというところの説明となつてございます。イメージ図という表記をさせていただいておりますが、実はここで法改正がございまして、地域福祉計画の位置づけというのが、ここに書いてあります第六次、次期以降、こういう形でイメージとしては、他のいろいろな福祉分野の計画の上位計画という位置づけのある計画になるんですよというのととも、今までと同じように並列の部分も、要は横串を刺したような計画でもあるというような位置づけになりますと。

ただ、今回の見直しにつきましては、3年後にこの計画をまた改定するわけなんですけど、今回の見直しにつきましては、そこまで大幅な見直しをしなかったという形で、中間見直しという形での対応をさせていただきました。

今、委員のご指摘のありました、では地域福祉審議会の部会としてはどういう位置づけになるのかというようなお話でございまして、私どもは、特にまだそこまでの細かい検討を、今後の方針というのは検討しておりませんが、これはあくまで計画のイメージとしての位置づけということでございますので、例えば地域福祉部会が上位に来て、ほかの部会が下位に来てみたいイメージとしては、我々は持っておりません。

今後も、部会の構成等もどうなるかというようなところはありますけれども、基本的には従前と同様の部会の構成という形での方向性になっていくのかなというふうに、現時点では考えているところでございます。

以上です。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは皆様、こちらにつきまして質問等がもうないようなので、ここでお諮りしたいと思います。

第五次東大和市地域福祉計画の中間見直しについて、事務局が示した最終案について賛同されるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

ご指摘いただいたところを確認させていただいて、修正をさせていただいた中で進めさせていただきたいと思います。

それでは、第五次東大和市地域福祉計画の中間見直しについて、事務局からの最終案のとおり、修正させていただいた中で、そのとおりといたしたいと思います。

では続きまして、議事(2)東大和市障害者総合プランの策定についてを議題としたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○小川障害福祉課長 障害福祉課の小川でございます。

資料2を用いて説明をいたします。100ページ余りの冊子になりますので、ちょっと駆け足になりますが、15分から20分程度お時間をいただければというふうに思います。

まず、審議の経過等についてご説明をしたいと思います。冊子の一番末尾の118ページをお開きください。そちらに審議の経過等を書いてありますが、この全体会におきましては、第4回の11月1日の会に障害者部会での審議の実施状況についてご報告をさせていただきました。

そして、(2)の障害者部会ですが、こちらのほうで主に審議をいただきまして、第4回から第7回が今年度実施したものであります。その中で素案という形でまとめさせていただきまして、その下の(5)パブリックコメントとありますが、その素案を12月6日から1月4日までパブリックコメントに供したということでございます。そして、そのパブリックコメントの期間中に、(3)の市民説明会を3回、(4)の地域自立支援協議会での意見聴取を行ったと。それらを踏まえて今回の案ということで、審議に提出しております。

それでは、冒頭に戻っていただきまして、まず1ページの目次のところで全体の構成をご案内いたします。

第1章が総論、第2章が理念と目標、第3章が障害福祉をめぐる東大和市の状況、そして第4章が障害者に係る施策の展開。この第4章が、この計画で言うところの第4次障害者計画に当たる部分であります。そして第5章が数値目標と確保のための方策で、こちらが第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画に当たる部分でございます。ページをめくっていただきまして、2ページ目の第6章、こちらが計画の実施と評価

というような構成でございます。

引き続きまして、第1章で5ページをお開きください。こちらに計画の概要が書いてありますけれども、これまで障害者計画、障害福祉計画という2つの計画でございましたが、児童福祉法の改正によりまして障害児福祉計画の策定が義務づけられたということでありますので、次期計画から、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、この3つの計画を一体的なものとするということで、東大和市障害者総合プランというような総称を設けてございます。

それで、この3つの計画につきましてはそれぞれ、障害者計画については障害者基本法、障害福祉計画につきましては障害者総合支援法、それから障害児福祉計画につきましては児童福祉法に基づく計画というような位置づけであるということでございます。

7ページ以降、計画策定の背景等を記載しておりますが、ここではご説明を割愛させていただきます。

そして、第2章の理念と目標、15ページでございます。こちらのほうに、まず理念がありますが、今回の計画の理念が一番下に少し大きな字で書いてありますが、「障害のある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を」ということで、こちらは、この計画策定に当たりまして国の基本指針というものが示されておりますが、そちらのほうで地域共生社会の実現に向けた取り組みというところが重きを置かれておりますので、「共生社会の構築を」というような文言を入れたものであります。

そして、障害児福祉計画もあわせて策定するということや、高齢障害者への支援というようなことで、共生型サービスの創設というようなことが示されておりますので、「すべての人がお互いを尊重し、支えあう」というような文言をこの計画から加えたものであります。

16ページをお開きください。こちらで計画の理念に基づいた4つの目標を設定したものであります。こちらの目標のほうは現行の計画と大きな差異はございませんが、目標4のところでは共生社会の実現を目指したというような、共生社会という言葉を具体的に用いております。

そして、17ページで、その中でも特に重点的に取り組む施策ということを経年の計画から掲げることといたしました。3つございまして、1つ目が障害者の権利擁護、理解促進のための施策、2点目が地域で安心して暮らし続けるための施策、3点目が障害者の経済的自立と就労のための施策というような重点施策を掲げようということにしております。

続きまして、第3章は障害福祉をめぐる東大和市の状況ということで、障害者の動向ですとか、サービスの利用状況を記したものですので、ここでの説明は割愛させていただきます。

第4章、33ページからでございますが、こちらが先ほど申し上げました4つの目標に基づいて、障害者の施策を体系づけた障害者計画に当たる部分であります。

個々の目標に沿ってご説明いたしますので、39ページからです。

まず、第1の目標として自立を支える基盤づくりということで、障害のある方の権利擁護ですとか、相談支援体制の充実等について整備を図るという、目標に沿った施策をここに記載しております。

その中の項目としては、1番目に障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進という項目で、個別に取り組む項目をその下に記載しております。その中でも、特に1-1障害者差別解消法に基づく取組や、1-2障害者虐待防止対策の実施については、重点施策として位置づけるというものであります。

次のページ、40ページが相談支援体制の充実、それから42ページが関係機関のネットワーク構築というようなものであります。

43ページが目標2で、自立を支えるサービスの充実ということで、こちらでは主に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいた障害福祉サービス等について記載をしております。43ページの介護給付費・訓練等給付費の利用から、ずっとページを繰っていただいて、49ページの5、相談支援給付費の支給までが、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等についてであります。

50ページをお開きください。こちらの6というのが児童福祉法に基づく給付費の支給、そして51ページからが障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業、こちらのほうは市が実施主体になって行う事業であります。

それがずっと続きまして、57ページをお開きください。8、在宅障害者支援事業の実施ということで、こちらのほうは主に市が単独で実施する事業であります。

60ページが、9、医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施という項目であります。

62ページが手当等の支給であります。

64ページから目標3ということで、ライフステージに対応した支援の充実、こちらのほうは、障害のある方の幼児期や学齢期から成人以降の全てのライフステージに対応した一貫した支援が必要だということ、障害福祉課以外の各部署でさまざまな取組みがされておりますので、それらを体系立てたものであります。

1番目が保育・療育・教育の充実ということで、障害のある児童の保育や療育、それから特別支援教育等についての取組みをまとめたものであります。

67ページです。2番目のライフステージとして、主に成人期ということで、特別支援学校を卒業した後の時期、就労の支援ということで、こちらのほうの施策を、重点施策の3に当たる施策として重点的に取り組んでいこうということ、であります。

69ページが生涯学習と社会参加の支援ということで、障害のある方の社会参加を支えるための取組みを示しております。

71ページをお開きください。目標4の共生社会実現をめざした地域づくりという目標

に沿った取り組みであります。こちらのほうは、障害のある方に直接行われる施策以外に、地域づくり、まちづくりに関連する施策という枠組みでまとめております。1番目が障害者理解の推進、この中でも、障害者週間の取り組みや障害者理解のための活動については、重点施策の1番に位置づけております。

73ページをお開きください。障害特性に配慮したバリアフリー化の推進ということで、ハード・ソフト両面でさまざまなバリアフリー化に取り組むというようなところを掲げております。

75ページをお開きください。安全・安心なまちづくりというところで、防災や防犯に関する取り組み、それから自助・共助のまちづくりの取り組み等をここで掲げたものであります。

続いて第5章、こちらが77ページからですけれども、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に当たる部分であります。こちらのほうは、それぞれの法に基づいて、それぞれのサービスの数値目標とその提供体制の確保のための方策を記するということが法で規定されておりますので、それに沿った内容になっております。

79ページから、平成32年度に向けた数値目標というのが、国のほうで掲げた項目が大きく5つございます。その1番目が福祉施設の入所者の地域生活への移行という項目でございまして、80ページに、国の指針に基づいて、市の目標設定というところで、地域生活移行者数、それから施設入所者数、それぞれについての目標値を掲げております。

81ページが2番目の大きな目標で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築という目標でございまして、こちらのほうは82ページに市の目標設定がございまして、国のほうの目標設定はさまざまございまして、それらについては、この目標に関しましては都道府県単位で定めるということになってございまして、市で目標設定をするのは、そこに書かれております市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置についての目標値を掲げろということでございます。東大和市におきましては、その記載にありますとおり、既に精神保健福祉関係者連絡会というものがございまして、そちらを活用していくというようなことで、既に設置をしてあるというような位置づけになります。

3番目の目標が83ページで、地域生活支援拠点等の整備、こちらは、これから今後大きな課題として、障害のある方の高齢化や重度化に伴って、親亡き後を見据えて、地域生活支援拠点を各自治体で設けるというようなことでありますが、東大和市においては32年度末の設置箇所数として1カ所。この地域生活支援拠点につきましては、拠点として設けることと、それから面的に整備をするというような、整備の仕方についてはさまざまあるということが国の指針では示されてございまして、東大和市におきましては、平成28年10月に総合福祉センター「は〜とふる」が開設しましたので、その「は〜とふる」、それから精神障害者の地域生活支援センターでありますウェルカム、この2つの拠点の機能の充実を図りつつ、地域の社会資源を活用して面的な整備を行うというような目

標を掲げたものであります。

84ページです。福祉施設から一般就労への移行というのが4番目の目標であります。こちらにつきまして、国のほうでさまざまな数値目標を掲げておりますので、それに沿った市の目標設定をしております。福祉施設からの一般就労移行者、就労移行支援事業利用者数、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合、就労定着支援による職場定着率、これが国が掲げた目標値であります。その下の2つの目標値につきましては、東京都が独自に掲げるというものでありますので、市もそれに倣って目標を掲げたというようなものであります。

続きまして5番目です。86ページ、障害児支援の提供体制の整備等。こちらが今回、障害児福祉計画として新しく加わった目標数値であります。

国の基本指針に沿って、市の目標設定が87ページにあります。児童発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の実施、こちらにつきましては、やまとあけぼの学園という施設がございます。そちらのほうで児童発達支援事業というものを実施しておりますので、それに地域支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討しますということで、目標としております。

それから、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保、それぞれ1カ所以上ということでございますので、市内での確保に努めるとともに、近隣市の事業所を活用して提供体制を確保するというようにしております。

それから、最後の目標が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場の設置ということで、こちらのほうは地域自立支援協議会を活用した連携協議を想定しているものであります。

88ページ以降、個々のサービスについての見込み量と確保のための方策を記載しております。ここは例示的に訪問系サービスを用いて説明をいたしますが、平成27年度、28年度の数値につきましては実績の数値でございます。平成29年度の数値につきましては現行の計画での見込み値であります。それらを踏まえて平成30年度、31年度、32年度の見込み数値を記載するという形のものであります。

一番上の居宅介護を例にしますと、人数でいいますと、27年度が146人、28年度が153人、29年度の見込みが160人ということで、ほぼ計画どおりの推移になっておまして、今後についても、およそ1年当たり5人ずつ利用者がふえるというような見込みを立てているというものであります。以下、個々のサービスについてのサービスの見込み量とその確保のための方策を記載してあります。

最後に第6章、計画の実施と評価、109ページからになります。

111ページをお開きください。こちらに計画の実施と評価ということで、まず実施体制につきましては、平成28年10月に総合福祉センター「は〜とふる」が開設し、そこ

で10の事業を実施していると。総合福祉センターということで、新たな地域福祉、障害者福祉の拠点として機能していくということで、総合福祉センター「は〜とふる」と、それから障害者施策の推進を担う市役所、地域の関係団体が一堂に会する地域自立支援協議会、それから精神障害者の地域生活支援を担う地域生活支援センターウエルカム、この4者が中心になって、障害のある人の地域生活支援を進めていこうということでございます。それを図で示したものが112ページの図であります。

そして、最後に計画の評価と進行管理というところでは、PDCAサイクルの考え方を活用して、この地域福祉審議会に報告し意見を聞き、計画の進行管理評価を行っていくというような予定であるということであります。

説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

事務局から東大和市障害者総合プランの策定について説明が終わりました。

ご質問がございましたら、挙手の上、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

○小川障害福祉課長 ごめんなさい、ちょっと漏れました。

最後に、今日お配りした横長の資料、そちらのほうでパブリックコメントの意見に対する市の考え方というのをお示ししております。計画書70ページのスポーツ・レクリエーション活動の充実のところでご意見をいただいております。そちらにありますとおり、障害者のスポーツ・レクリエーションの普及についての項を設け、全市民一体となったスポーツ・レクリエーションの普及を推進していただきたいというようなご意見でございます。

そちらのほうは、素案から記載内容をつけ加えまして、実際に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた取り組みとして、ふれあい市民運動会での取り組みですとか、それから車椅子バスケットボール大会での取り組みとか、そういうことを実際に行っておりますので、そういうところを記載させていただいて、積極的に取り組んでいくことを記載させていただくというようなことで、市のほうの考え方をお示ししております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

こちらの追加資料の情報も踏まえまして、何かご質問等がございましたら。

委員F、お願いします。

○委員F Fです。

まず1点、パブリックコメントが1件ですよ。パブリックコメントをやると何十件も出るようなあれなのに、1件でパブリックコメントしましたという、もう少し意見が出るような創意工夫というのは難しいんですか。

それから、今日ご説明していただいたんですけども、私は健康部会にいるんですよ。

前回と今回やりましたよね。ご説明を前回されて、説明を受けて、我々から指摘があつて今日、前回ご説明の中で質問できることがあるような気がするんですね。だから、説明は11月1日にやっていただきましたかったですね。これは私の要望ですけれども。

それから、25ページに障害者数の推移というのがあるんですけども、人口が微増というか、それほどふえていないのに障害者の方がふえているという要因というのが、興味があつたんですけども、どういうことなんでしょうか、教えてください。

○小川障害福祉課長 3点ほどご意見をいただきました。

まずパブコメに関しては、そういうご意見をたくさんいただけるようにということで、市民説明会というのを、パブコメには必須ではないんですけども、こちらの計画においては3回実施をして、さらに地域自立支援協議会のほうでもご意見をいただけるような説明をさせていただいた中での結果として1件だったというところで、そういう形での努力をしているというところであります。

それから、2点目の説明についてでございますが、ちょうど障害者部会での審議が11月14日が最終になっておりましたので、この内容を全て1日でご説明することができないかなというところで、1日のご説明では本当に概要のところをご説明さしあげたというような次第であります。

3点目の障害者数の推移についてでございますが、そちらは非常に特徴的なことがございまして、25ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうで、主に把握ができる障害者として、手帳の制度というのがございまして、身体障害者、それから知的障害者、精神障害者につきましては、手帳の所持者ということで把握をしております。こちらで、身体障害者につきましては平成24年以降ぐらい、ほぼ微増ないしは微減というような状況であります。こちらは身体障害者の方が多く、その6割以上が高齢者の方が多いということもございまして、それらを反映した推移となっております。

一方、知的障害者、精神障害者につきましては、平成24年度において、例えば知的障害者で563人、それが28年度で700人ということで、140人近くふえています。精神障害者についても同様の状況があるということで、主に知的障害の方というのは、18歳以前の障害の発症ということになりますので、低年齢の知的障害の方がふえているということと、精神障害者につきましても、手帳の制度というのがほかの障害に比べて遅く発足しておりますので、手帳をとられる方というのが近年ふえているというような状況があらうかと思っております。そのようなことが反映して増加傾向にあるということです。

以上です。

○会長 ほかにいかがでしょうか。かなりボリュームの多い説明でしたが。

委員I、お願いします。

○委員I 質問がアトランダムで申しわけないんですが、パブコメで、書類で出てきたのが、この1枚ものが1件出てきたという意味ですよね。それに対して、70ページで素案

対比、少し説明を詳しくした、要するにふれあい市民運動云々というようなところは、このパブコメの意見をそれなりに検討して、素案に比べれば丁寧な記載、説明にしたということですね、3-4のスポーツ・レクリエーション活動の充実につきましては。

それで、もう一つ気がついたのは、かなり戻りますが、39ページの1-3障害者の意思決定支援、これはパブコメとか市民説明会で配られた素案にはなかったような気がするんですけども、これは別途、所管課のほうで忘れていたとか、追加したほうが良いということで追加されたということですか。

○小川障害福祉課長 39ページの障害者の意思決定支援についてでございますが、先ほど説明を割愛してしまって申しわけありません。

こちらにつきましては、地域自立支援協議会でご説明させていただいて意見をいただいた中で、意思決定支援というものが国のほうの基本指針の中でも触れられておりまして、さらにそれを受けて、国において「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」というものが策定されていると。そういうことで、これから取り組むべき事柄ではないかというようなことが意見としてございましたので、それを受けて、権利擁護の部分での取り組みとして掲げていくのが妥当ではないかというようなことで、今回盛り込ませていただいた次第であります。

以上です。

○委員 I わかりました。

それから、市民説明会のときにも感想的な意見が市民の方から出ていたんですが、30年度以降の見込み数値が、例えば96ページの児童発達支援の表ですと、29年度の見込み45、それが新しい計画期間の30年度に入ると30に落ちて、最終年度の32年度でも40で、29年度の見込み数値以下だとか、幾つかあるんです。95ページの相談支援サービスで、地域定着支援は27年度ゼロ、28年度ゼロ、29年度は6名見込むと。ところが、計画期間の0年度に入ると1名で、最終年度3名。29年度が計画見込みで、その計画見込みの6名がさらに格段に数字が悪くなった目標にして、ごくざっくばらんな感覚だと、新しい計画目標が楽々達成できるんじゃないかと。

やや例が悪いかもしれませんが、民間企業で営業ノルマ、自分の計画獲得目標等を過剰に申告して楽々達成して、いい評価を得ると。ちょっと例えがよくないかもしれませんが、何かこのバランスが悪いような気がするんです。

同様に、数字ではないんですが、例えば102ページにある住宅入居等支援事業、それから成年後見制度法人後見支援事業、いずれも未実施、30年度以降も未実施。しかしながら、事務局による実施に関する考え方と見込み量確保のための方策については、「事業の実施について検討します」。それから下のほうは、「市における法人後見のあり方等の検討を進めます」。検討しますけれども、30年度以降の計画は未実施であるというのが、どうもバランスが、こういうことでいいのかなと思うわけです。

これは、前回の27年度から29年度の第3次障害者計画・第4期障害者福祉計画でも同じ傾向がありまして、最終見込み年度の数字はやや過大になって、翌年度から数字を下げると。それから事業によっては実績未実施で、今後の見込みも未実施であるというのが、どうも合理性がない。ただ、ではどういうふうに表記すればいいんだと言われると、これという対案が私の能力では思いつかないですけれども、ここの実施・未実施、それから数値のアップダウンというのが、何かバランスが悪いんじゃないかというふうに、ただ、これ以外の方法がないんだとおっしゃると、特に私としてはそれ以上の意見ありません。

○小川障害福祉課長 ありがとうございます。

96ページ、97ページで、その見込み量のところについてはご説明をさしあげたいと思います。

児童発達支援につきましては、ご指摘のとおり、現行の計画では29年度を45人と見込んでおりました。しかし、実際のご利用そのものがそこまで伸びなかったということ踏まえて、30年度以降の見込み量を記載しているというところで、この計画を策定するに当たって、29年度の見込み量をそのものを今の実態に合わせて修正するというところも検討したところですが、あえて、現行の計画での見込み量との差異というか、そのところをお示しするというところで、こういう形をとらせていただいております。

サービス自体、利用者がふえれば、障害福祉のサービスに関して申し上げますと、実際そこまでのご利用がなかったというのは、それだけそれを必要とする方がいなかったということでもあるのかなというふうには考えているところであります。

一方、放課後等デイサービスのところを見ていただくとわかるんですが、29年度の見込み量を65としましたが、こちらは、実際は29年度、今現在で100近くなっているというところで、30年度以降の目標はそれに見合った数値を記載しているというところで、こちらは逆に見込みを少なく見ていたというようなことを、ここでご理解いただいて、この部分が今後必要度が高いというところをわかるような記載として残しているものであります。

それから、102ページのところの住宅入居等支援事業についてであります。やや言いわけになりますが、第4節の地域生活支援事業の実施という項目は、国のほうで必須事業というものを掲げております。それは、全国各自治体で必須として取り組まなきゃいけないというような事業として掲げているものが、102ページに書かれているような事業であります。

そういう意味で、地域によって取り組みの進んでいるところとそうでないところとありますので、そういうところで、なかなか東大和市においては取り組みが難しいというような項目も数値目標として掲げなきゃいけないというような国の方針の縛りもございまして、結果として、現状ではなかなか事業実施というところまでいけないような事業についても記載をしているというようなところであります。

以上です。

○会長 今のご説明でよろしいですか。

○委員 I 最後の、検討はしますけれども実施はできないでしょうということですね。ただ、実施はできないでしょうというような記載はなかなかできない。

○田口福祉部長 福祉部長でございます。

この計画、あくまでも平成30年度から32年度までのところでできるかできないかというところの計画でございますので、我々市といたしましては、それぞれどういう状況であっても、その状況を見定める意味で、検討は常にしていかなきゃいけないだろうというところの部分は記載をさせていただいておりますが、3カ年の中で実際にできるかとなると、難しい点についてできるというような記載がなかなかしにくいというところで、また国において、こういったものについて基本的な考え方をここに記載しなければならない、逆に記載しなくていいものであれば、この記載は省きたいんですけども、なかなかそこが省けないというところもございまして、このような表現になっているということで、検討は当然、市民の皆様のような利用形態、市民のそれぞれの相談は日々受けておりますので、そういった意味の状況等は常に、市民の皆様、またそれぞれ社会資源の経営をされている方、いろんな方々のご意見を伺いながら、検討は加えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 J (2)の障害者総合プランの策定じゃなくて、ちょっと前に戻って、質問時間があれば要望だけしたいんですが、よろしいですか。障害者じゃなくてその前の。説明があると思って待っていたら次へ行っちゃったので、よろしいですか。

社会福祉協議会の中澤と申しますけれども、地域福祉部会の関係ですと、もう既に来年、その次も評価だけお聞きするだけのようですから、実際の第六次の福祉計画に当たって、ちょっと要望だけさせていただいてよろしいでしょうか。

これを見ますと、今後、どちらかという地域住民等が主体になって、いかに認識づけをして、地域福祉計画を進めるかというのが非常に大きな課題になって、なかなか地域住民、すなわち我々を含めて施設を運営している者というのは大体理解するんですけども、一般の住民はなかなか理解できない。そういうふうに進める中であって、少しだけ要望をさせていただきます。

これまで、事業別にいろいろ出てくるんですけども、本当にそれでいいのかどうかというのがちょっとわかりづらい。それから、書いてあるのが非常に温度差があるんですね、文言の中で。やっぱりその辺は、事前に庁内会議とかして統一をしていただければと思います。

それから評価について非常にわかりづらい、申しわけないですけども。やっぱり我々が見てもわかるような評価をお願いしたい。

それからもう一つは、このデータにありますように、地区によって高齢化の割合が違います。物すごく高齢化しているところとそうではないところ。それを一律に市が進めるよりも、やっぱり地域に応じた進め方とかということも検討をしていただければと思います。

それから最後に、「Plan」「Do」「Check」「Action」、これをどういうふうに取り入れていくのか、その辺を新たに始める六次の前に、できれば地域福祉部会等をもって、事前にこのような進め方をしますよ、こういうふうにやりますよとか、説明していただくとありがたい。いざ始まっちゃうと、もうすつと行っちゃうんですね。その前の、事前にこういう考え方でやるというのは説明していただいたほうが、非常に意見が出るんじゃないかなと思います。よろしくをお願いします。

○会長 ありがとうございます。本当にそのとおりでなと思いますので、ぜひ前向きに検討させていただいて、次の計画に生かしていきたいというふうに思います。

それでは、またもとに戻りますが、よろしいですか。

東大和市障害者総合プランの策定について、事務局が示した最終案について賛同されるということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、東大和市障害者総合プランの策定について、事務局からの最終案のとおりといたしたいと思います。

続きまして、次第2の答申(案)についてを議題としたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(嶋田福祉推進課長) 福祉推進課の嶋田でございます。

ただいま議題になりました答申(案)につきまして、私、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

まず、ただいまの審議を踏まえまして、本年度の答申の案を作成しておりますので、ただいま事務局のほうで配らせていただきますので、少々お時間いただきたいと思います。

(答申案配付)

○事務局(嶋田福祉推進課長) それでは、ただいまお手元のほうへ配付をさせていただきましたが、平成29年度の答申(案)といたしまして、ただいまお手元に配付させていただきました答申案①から③として、私ども事務局のほうでまとめさせていただいたものであります。こちらは、私ども事務局のほうで、今年度の審議会での主な審議事項を抜粋させていただいたものを(案)①から③として、合計3種類作成したものをお示ししているものでございます。

内容を見ていただきますと、今年度の答申(案)につきましては、まず①といたしまし

て、第五次地域福祉計画の中間見直し報告書についてでございます。これは、先ほどの議事でご審議いただきました第五次東大和市地域福祉計画中間見直し報告書としまして、市長へ答申をするものでございます。

次に、②といたしまして東大和市障害者総合プランについてであります。これも、ただいまの議事でご審議をいただきました東大和市障害者総合プランを市長へ答申するものであります。

最後に③といたしまして、今年度の第2回目の会議、11月1日の全体会でご審議いただきました各部会からの平成28年度の実施状況報告について、当日の議事録等に基づきまして、事務局で委員の皆様からいただきました主なご意見を抜粋させていただいたものと、「地域福祉の推進及び地域福祉施策の円滑な実施について」につきましてもまとめたものを答申案として作成しているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

それで、追加で申し上げますと、先ほど、本日の議事でも出ましたご意見等、特に地域福祉計画につきましては、たくさんのご意見、修正点等のご指摘をいただいたところでございますが、こちらのほうにつきましては、この場で正副会長のほうへご一任という形でいただければ、私どもでご指摘いただいた点、意見を修正して、中間見直し報告書のほうは作成させていただきたいと思っておりますし、また障害者総合プランのほうでも、もし修正等がありましたら、そのあたりのところもこの場でご一任をいただければというふうに思っております。

私からの説明は以上でございます。

○会長 委員F、お願いいたします。

○委員F Fと申します。

答申(案)③なんですけれども、形式的なことなんですけれども、漢数字じゃなくて算用数字に。「三分の一」とか漢数字ですよ。これは算用数字でいいんじゃないですか。何か意味があって漢数字にされているのか、その辺はどうなんですか、統一されたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。余計なことかもしれませんが。

○事務局(嶋田福祉推進課長) 福祉推進課、嶋田でございます。

今、委員Fさんがご指摘いただいておりますのは、答申(案)③の(1)の第五次地域福祉計画についてという項目の中段あたりの「計画期間の三分の一」のところということでしょうか。

○委員F それから、「三計画」の「三」が。

○事務局(嶋田福祉推進課長) そうですね。記の後の冒頭の部分ですね、「以下「三計画」というところの三とかということですよ。

特に私ども、そこを意識して漢数字とか算用数字とか使っているわけではございませんが、ご指摘で、そちらのほうが見やすいんじゃないかというご意見であれば、その辺のと

ころは算用数字へ直すのもやぶさかではないのかなというふうに思います。確かに、こういった文言でこういう形を使うのはちょっと読みづらいのかなというふうに思いますので、ご指摘の点については配慮させていただきます。ありがとうございます。

○会長 今、委員Fから貴重なご意見をいただきましたけれども、こちらのほうで検討させていただいて、会長・副会長一任ということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

委員I、お願いします。

○委員I Iです。

本当に念のため、意見というかあれですが、健康増進計画の報告があって、ヘルスプロモーションの評価が加わって云々というのがありまして、それで急に思い出したんですが、前回の部会の際に質問したんですが、ヘルスプロモーションの評価1、2、3と、事業の評価の1、2、3が逆になっていまして、ヘルスプロモーションのほうは、3というのは、よくない、ないとか、該当がないとかの評価で、事業評価は3のほうがいいんですが、どうも一部の課で、例えば産業振興課等では、うまかんべえ～祭にたくさん参加者があったというので事業評価は3、ヘルスプロモーションは同じように3にしていると。1じゃないかと思うんだけど、どうも一部の課でこの評価の尺度を逆に、同じように1より3のほうがいいんじゃないかというふうに単に誤解しているんじゃないかと、一般市民としてふとそのとき思ったんですけども、もし私の指摘が正しいのであれば、ヘルスプロモーションの評価を3のまま評価して市長に出すのかどうかわかりませんが、もし市長への答申と関係があるのであれば、かつ、私の指摘がもし間違っていないのであれば、適宜所管課でご相談の上、訂正していただければと思います。

○志村健康課長 健康課長の志村でございます。

ただいまのご質問のヘルスプロモーションの評価につきましては、1、2、3とありますけれども、評価としては1と2と2つの項目があり、3というのは、1と2とどちらもない場合に3をつけていただいたというような形での評価の基準となっております。

報告書の12ページ、一番上にヘルスプロモーションの評価の見方について吹き出しで説明がついているんですけども、1、2、3のどれかに丸、または1と2の2つに丸がつくというような2つのパターンでの評価という形になってございまして、報告書の9ページのほうに、そういった視点や記載についての解説を載せさせていただいたところがございます。

ただ、ご指摘があったとおり、ヘルスプロモーションの評価は非常にわかりづらいということがございまして、次年度以降、各課で調査をするときに、よりわかりやすい形での調査ができるような形で、事務局として検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、ほかにご意見がなければ、いただいたご意見を反映させるような方向で、答申(案)を修正させていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、文言などにつきまして、正副会長と事務局とで調整することとして、正副会長にご一任いただければと思うのですが、そのような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございました。

それでは、次第3、その他連絡事項ですが、何かありますでしょうか。

○事務局(嶋田福祉推進課長) 福祉推進課の嶋田でございます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたるご審議、大変ありがとうございました。

事務局のほうから、今年度の今後の流れにつきましてご説明をさせていただきます。

次第2でただいまご審議いただきました答申でございますけれども、まず、本日いただいたご意見を、ただいま正副会長にご一任いただきましたので、事務局のほうと意見を反映させるなどの文言訂正をさせていただいた上で、市長へ答申をしていただくという形になります。時期につきましては、今月、1月26日金曜日を予定しております。

なお、この答申につきましては、さまざまな日程調整を行わせていただいたんですが、会長と尾崎市長のほうの日程の調整がどうしてもつかなかったことによりまして、副会長から市長に答申をさせていただくという形になりますので、この場でご了承をいただきたいと思います。

答申書につきましては、市長への答申終了後に委員の皆様にご写しを送付させていただきたいと思っておりますが、地域福祉計画の中間見直し報告書及び東大和市障害者総合プランの冊子につきましても、今後、印刷製本いたしまして、委員の皆様にお送りをさせていただきたいと思っております。このため、お手元に届きますのが4月に入ってからのというふうな形で、今、想定をしておりますので、若干期間があいてしまうという形になりますが、この点、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、来年度、平成30年度東大和市地域福祉審議会の予定でございますが、まず現在の第8次東大和市地域福祉審議会委員の皆様が平成30年6月30日までとなっております。このため、この委員の構成での審議会の開催は今回で最後というふうになります。この3年間、審議会の開催に当たりまして、皆様のご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

それで、第9次の東大和市地域福祉審議会委員の任期なんですけれども、こちらは平成30年7月1日からとなります。引き続き委員の就任をお願いする方もいらっしゃるかと

思いますので、その場合は、改選後の東大和市地域福祉審議会にもご協力をぜひともよろしくお願いいたしたいと思います。

なお、市民公募委員につきましては、現在、選出人数は5名という規定になっております。現在3名の委員様が市民公募から出ていただいておりますけれども、定員数は5名でございます。この5名と同じ人数で公募を行う予定でありますが、公募に関する具体的な情報につきましては、4月以降の市報へ掲載して公募をかける予定となっております。

こうした関係で、来年度の1回目の審議会につきましては、委員の改選等もありますことから、新しい委員が選出される7月以降に1回目の全体会を開催したいというふうに考えております。

今年度の審議会及び委員の皆様の任期中の審議会につきましては、本日の審議会をもちまして終了となりますが、最後に福祉部長のほうから皆様にご挨拶をさせていただきたいと思っております。

○田口福祉部長 改めまして、皆さん、長い間、本日も長時間にわたりましてご審議いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま事務局からご説明を申し上げましたように、審議会の委員の皆様がことしの6月末ということでございますが、現在の予定では、何もなければということでございますけれども、今回の審議会が最後ということになっております。本任期期間におけますそれぞれの会議におきまして、福祉に関する熱い思いのもとに大変貴重なご意見をいただきましたこと、職員にとりましても大変意義あったものというふうに感じているところでございます。

今後、本日ご審議いただきました計画等に基づきまして、来年度以降、それぞれ事業を推進してまいりたいと考えております。このことによりまして、市民の皆様福祉向上を図ってまいりたいというふうに考えております。皆様におかれましては、それぞれのお立場ですとか活動におきまして、今後もご支援、ご協力、またご意見などをいただければ大変幸いです。

3年間もの長い間におきまして、さまざまご審議を賜りましてまことにありがとうございました。感謝申し上げます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日予定していた議事が全て済みしましたので、以上をもちまして会議は閉会とさせていただきます。

閉会の挨拶を、副会長、お願いいたします。

○副会長 副会長のKでございます。

本日、地域福祉審議会にご出席、ご協力ありがとうございました。

これもちまして、平成29年度第3回地域福祉審議会を閉会とさせていただきます。

皆様、お疲れさまでした。